理 由

の —

効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、 樹木の採取に適する相当規模の森林が存在する国有林野

創設するとともに、 定区域において、 森林所有者等と木材の需要者との連携により木材の安定供給を確保する取組に対する金 木材の需要者と連携する事業者が安定的に樹木の採取を行うことが可能となる権利を

融上の措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。